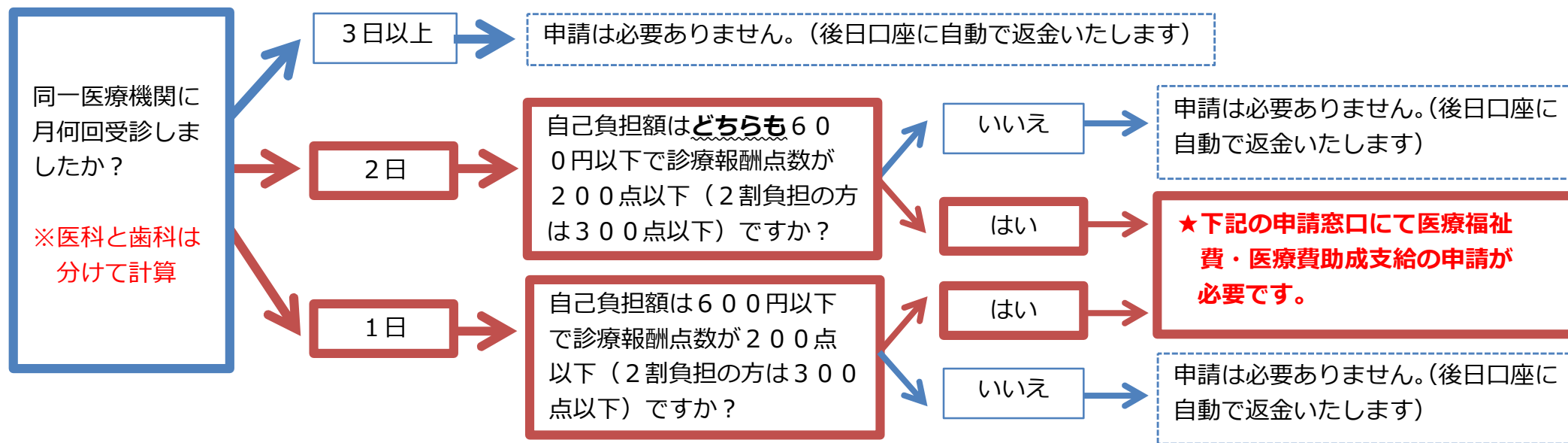


県内受診時自己負担金について

0歳から15歳（中学3年生）までの方については、県内医療機関受診時にお支払いただいた自己負担金につきまして、後日口座に返金いたします。基本的に下記の申請窓口での手続は必要ありませんが、以下のフローチャート該当の場合のみ下記の申請窓口にて医療福祉費・医療費助成支給の申請が必要になります。

- ① 医療機関で月1回かかり、自己負担額が600円以下で診療報酬点数が200点以下（2割負担の方は300点以下）だった場合
- ② 同一医療機関で月2回かかり、どちらも自己負担額が600円以下で診療報酬点数が200点以下（2割負担の方は300点以下）だった場合
※医科と歯科は分けて計算

自己負担金フローチャート



★申請の際持参するもの

- 1 保険診療分の内訳が記入された領収書（1ヶ月分まとめて）
- 2 資格確認書、資格情報のお知らせ、健康保険証のいずれか
- 3 印鑑（スタンプ印以外の認印）
- 4 医療福祉費受給者証または医療費助成受給者証
- 5 保護者名義の金融機関の通帳（登録済の方は不要です）

★申請・問い合わせ窓口

- 古河庁舎 国保年金課（電話 0280-22-5111[代表]）
- 総和庁舎 市民総合窓口課（電話 0280-92-3111[代表]）
- 三和庁舎 市民総合窓口室（電話 0280-76-1511[代表]）